

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行ふものとする。
 一 認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。
 二 新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
 三 認定事業主に対し、認定計画に従つて新たに雇い入れる林業労働者に対する前号の資金の支給に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
 四 認定事業主に対し、森林施業の効率化又は森林施業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定めるものの貸付けを行うこと。
 五 林業労働者に対する前号の林業機械の利用に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修を行うこと。
 六 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 七 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。
 八 前各号に掲げるものほか、林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務を行うこと。

(委託募集の特例等)

第十三条 認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは厚生労働省令で定めることにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林業労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出、当該認定に係る認定計画に従つて当該募集に從事することができる。この場合には、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該センターが同項の規定による届出をせずに林業労働者の募集に従事したときは、職業安定法第六十四条（第七号に係る部分に限る。）及び第六十五条（第四号中第三十六条第三項に係る部分に限る。）の規定は、当該認定事業主について、適応しない。

第十四条 職業安定法第三十七条第二項の規定は第一項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の第三項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は第一項の規定による届出をして林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「林業労働力の確保の促進に関する法律」第十三条第一項の規定による届出をして同法第二条第一項に規定する林業労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は第二項中「前項」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

4 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者がその被用者以外の者に与えようとする者をして労働者の募集に従事させようとする者」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして同法第二条第一項に規定する林業労働者の募集に従事する者」と、「同項」とあるのは「次項」とする。

第十五条 林業就業促進資金（第十二条第二号及び第三号の貸付けに係る資金をいう。以下同じ。）は無利子とする。

2 林業就業促進資金の償還期間（据置期間を含む。）は、二十年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とす。

3 林業就業促進資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とす。

4 林業就業促進資金の一借主ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。（時償還）

第十六条 センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、林業就業促進資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

一 林業就業促進資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 債還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がないなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十七条 センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が支払期日に債還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十八条 センターは、政令で定めるところにより、その行う第十二条第二号及び第三号に掲げる業務（以下「資金貸付業務」という。）に係る業務（以下「資金貸付業務」という。）に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会その他第二条第二項第三号に掲げる団体で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の森林組合連合会その他第二条第二項第三号に掲げる団体で政令で定めるものは、他の第二条第二項第三号に掲げる団体で政令で定めるものに委託することができる。

3 この章の規定又は当該規定に基づく命令若ければならない。

(林業就業促進資金の利率、償還期間等)

第十九条 センターは、資金貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（次項において「業務規程」という。）を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第二十条 センターは、毎事業年度、農林水産省令・厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令・厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(業務規程)

第二十二条 都道府県知事は、第十二条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し必要な報告をさせることができるものとする。

(報告)

第二十三条 都道府県知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに對し、第十二条各号に掲げる業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（指定の取消し等）

第二十四条 都道府県知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により指定を取り消した場合は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(都道府県の貸付け)

都道府県は、センターが資金貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(政府の助成)

第二十六条 政府は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、貸付事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、貸付事業に係る資金の額が当該貸付事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

(都道府県の特別会計)

第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(補助金の額)

第二十八条 政府が第二十六条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付事業の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第二十九条 都道府県は、貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際ににおける当該貸付事業に係る資金の未貸付額及びその後において支払を受けた当該貸付事業に係る資金の償還金の額の合計額の一部を政府

から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第五章 雇用管理者等

第三十条 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するよう努めなければならない。

一 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

二 林業労働者の教育訓練に関する事項

三 その他林業労働者の雇用管理に関する事項

2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理することで厚生労働省令で定めるもの

3 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

(雇用に関する文書の交付)

第三十一条 事業主は、林業労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容その他厚生労働省令で定める事項を明らかにした文書を交付するように努めなければならない。

(第六章 罰則)

第三十二条 第十三條第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年五月二四日法律第四六号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三一日法律第一〇号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年六月二日法律第五〇号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年三月三一日法律第二百一十二条抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年六月二日法律第五〇号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)及び第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日

法第五十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者虚偽の報告をした者漏らした者

二 第十三條第三項において準用する職業安定法第五十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

三 第十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)及び第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日

法第五十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者虚偽の報告をした者漏らした者

二 第十三條第三項において準用する職業安定法第五十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

三 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

<p>附 則 (平成二三年五月一 日法律第三十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第二十四条 附則第一条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第四号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二三年五月一 日法律第三十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第二十四条 附則第一条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p> <p>第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>
---	--

<p>附 則 (平成二九年三月三一日法律第一二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定を定める。公布の日</p> <p>二 及び三 略</p> <p>四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、附則第十条の改正規定及び同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定及び同法第三十三条の改正規定(「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは、「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と「を削る部分を除く。」)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日</p> <p>1 (政令への委任)</p> <p>二 第二十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>三 第二条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、附則第十条の改正規定及び同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定及び同法第三十三条の改正規定(「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは、「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と「を削る部分を除く。」)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日</p> <p>四 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>五 第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
